

第6回摂津市指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会 要点録

期日：平成24年5月14日（月）

時間：午後1時30分～3時30分

場所：本館3階 301会議室

出席委員：辻委員、井上委員、寺田委員、乾委員、有山委員

欠席委員：小野委員長（*設置要綱第6条第4項に基づき、乾委員が委員長職務代理）

事務局：山本市長公室次長、山口政策推進課長、畑原副主査

案件：1、検討委員会提言のとりまとめに向けて

2、その他

1. 検討委員会提言のとりまとめに向けて

（委員） 「検討委員会提言のとりまとめに向けて」について事務局から説明願う。

（事務局） （提言書（素案）説明）

（委員） 提言書（素案）に対する各委員の修正意見の説明をお願いする。

（委員） まず「指定管理者制度のあり方に関する市の方針について」であるが、市の外郭団体に対する雇用支援の付帯意見は削除している。この文言があることで、外郭団体職員の意識が変わらないのではないかと考えている。また、施設の民営化の部分で「譲渡等による手法で」という文言を追加したのは、「市の財産を手放してでも積極的に民営化を行う」という、言わば市の覚悟を示すためである。例えば社会福祉事業団について言えば、施設の建替え費用が民間事業者である社会福祉事業団であれば国から4分の3の補助が出ると聞いている。社会福祉事業団で残り4分の1を出すということになれば、民間事業者としての感覚がそこで養われるのではないか。施設が社会福祉事業団の所有になれば、指定管理施設の対象からも外れる。保健センターについては、地方自治法第244条の「公の施設」に関する規定から考えると、指定管理者制度を活用するということが果たして望ましいのか疑問である。税法上言えば、社会福祉事業団は社会福祉法人で、社会福祉法上の第1種・第2種社会福祉事業を行っており、法人税が非課税である。しかし、財団法人の保健センターは、市からの指定管理料を収益事業の請負とするのであれば、実費弁償方式を採用できるわけであるが、請負ではないとすれば、実費弁償方式は採用できない。そうであれば、指定管理料は税法上、寄付金とするのか。寄付金であれば、消費税の申告も不要となり、指定管理者になっていることで、税法上の取り扱いが複雑になっている部分がある。図書館の指定管理者である図書館流通センターは、「TRCMARC」という独自の在庫管理システムを構築している書籍分野のプロフェッショナルである。ノウハウが無かったから施設管理公社は敗れたわけで、競争してこなかった結

果と言える。それから「外郭団体の経営改革策について」であるが、各外郭団体は他の同種の団体との比較検討が十分なされていない状況がある。そのことから、他の同業種のベンチマーキングを実施する必要があるということで、その趣旨の文言を盛り込んだ。他の法人へ出向して勉強し、良い取り組みは貪欲に吸収していくことが大事である。

(委員) まず「指定管理者制度のあり方に関する市の方針について」であるが、市の財政状況を踏まえ、民間に任せるところは任せていき、そこで浮いた財源を新たなサービスに充当していく。そういう趣旨で、前文を入れた。また、団体の代表及び事務局責任者について、「民間経営の」という文言を追加したが、指定管理者制度を導入した当時の議会質問では、「5年間の猶予の中で、外郭団体の力をつけていく」と答弁している。しかし、市のOB職員が2～3年、外郭団体の事務方トップに就任しても改革に限界があると感じたからである。また、指定管理者制度の活用に関する事項では、より活用の幅を広げるという意味で「サービス内容が維持・向上」の「向上」を「低下しない」とした。「外郭団体の経営改革策について」であるが、収支が赤字の自主事業は、赤字脱却の他の方法が存在するのであればという意味で、「廃止を含め、事業の見直しを図ること」とした。さらに、民間事業者の給与体系だけではなく、人員体制も参考にする必要があるとして文言を追加した。他市の状況を見ると、福祉施設でも公募しているところもある。摂津市でも公募すれば応募してくる団体があるのではないか。

(委員) 「指定管理者制度のあり方に関する市の方針について」と「外郭団体の経営改革策について」の両方に関連してくることであるが、民間ノウハウの必要性も、公募が時代の趨勢であるということも理解できる。しかし、一方で「公の施設」の役割を果たしていく必要がある。公の施設は一体誰のためのものなのか。公募により、住民にとって必要なサービスが果たして守られるのかどうか。これをしっかり説明する必要があり、その意味で前文に目的を入れるべきではないかと考えている。また、単純に競争原理で良いのかと思うところがあり、「公共の福祉」という言葉をいくつかの箇所でも追加した。また、付帯意見については、労使の問題であり、提言書に入れるのが適切かどうかということもあるが、ILOがディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を提唱しているように、最低賃金以下の労働単価となる業務委託が広がっている状況を考えると、ある種、通達のような縛りを入れておくことも、市の立場からすると必要ではないかと思われる。いずれにせよ、コスト削減がある一方で、サービスの需給者である住民目線に立ち戻り、公共施設が担っているサービスがどのように担保されるのかについて、どこかの箇所で押さえておく必要がある。

(委員) 市が外郭団体に求める、「事業規模」、「サービスの質」、「予算規模」などの基準を示していれば、公募の話も出てこなかったのではないか。

- (委員) 法改正により、直営か指定管理者制度かの選択を迫られ、指定管理者制度を選択した。外郭団体が果たしてこれまでどおりで良いのかどうかは、公募してみないと判断できない部分もある。
- (委員) 水道業務やごみ収集業務の委託を見ると、民間が入ることでコストは下がっており、図書館にしても図書館流通センターに代わったことで、コストは下がり、サービスも上がっている。目に見える実績が出ている。公募で競争原理を入れると、これまで以上に効率的な施設運営が可能になるのではないかという考えのもと、検討委員会を立ち上げ、議論することになった。
- (委員) 忘れてはならないのが、公募で民間事業者が指定管理者となった場合に、仮に倒産という事態になったとしても、施設は市のものであり、市は責任を持ってサービスの提供を維持していく必要があるということである。
- (委員) 民間事業者が指定を受け、順調に進めば良いが、撤退も含めて何らかのトラブルが生じると、選定方法が正しかったのかどうかも含めて市が問われることになる。
- (委員) ある自治体では、宿泊施設の指定管理者となっている民間事業者が、採算が合わないと判断して撤退したと聞いている。これがもし福祉施設であれば、同様に撤退では済まされない部分がある。
- (委員) 外郭団体の中にも、自分が所属する団体の将来について、プライドや熱い思いを持って仕事をしている職員もいるはずである。
- (委員) どうすればその熱い思いが表に出てくるのかが重要で、それが突破口ではないかと思われる。
- (委員) 付帯意見を削除することで、「自分達の手でどう難局を乗り越えていくか」という改革意識の醸成につながるように思われる。また、プロパー職員が団体の将来を担っていくことを考えると、これまでの市のOB職員が就任する方法も見直していく必要がある。
- (委員) 意見のあったベンチマーキングの実施という考え方で言えば、ノウハウを持つ人材を外部からヘッドハンティングするのも一つであり、また、切っ掛けはないサービスが何かを、市は把握しておく必要があると。
- (委員) 夕方に大きな声で職員が「明日も頑張りましょう」と号令している民間の保育所がある。もし保護者がこれを聞いていたら、「自分の子どもを預けても大丈夫だ」と思い、きっと安心する。
- (委員) 毎日実践していれば、やがてそれが当たり前になる。
- (委員) 給食調理業務の民間委託で言えば、直営だと1食あたりのコストに職員の人件費が上乗せされ、どうしても高くなる。民間では、必要な時間帯に絞り、必要な人員を投入しているので、トータルで見れば、民間委託したほうが人員は多く、人件費も安いとなる。
- (委員) 外郭団体は、もちろん大変な部分はあるのであろうが、市に対して必要だと判断した予算をそのまま必要なだけ要求しているような印象を受ける。民

間は常にどこに利潤を見出すかを考えながら工夫を重ねている。サービスの維持・向上は必要なことであるが、コストは目に見えるので明瞭である。

(委員) 市の場合、指名業者に見積り依頼、発注していると思うが、外郭団体も同様なのか。

(委員) 原則、指名業者から購入していると思われるが、独自基準でより安価に購入している場合もあると聞いている。

(委員) 安く購入するということは、その部分だけを捉えれば良いことだが、マクロ経済的に考えれば、日本経済全体として果たしてそれで良いのかという側面もある。

(委員) 民間であれば、整理解雇をする場合には4条件を満たす必要があったかと思うが、外郭団体にも当てはまるのか。

(事務局) 当然に求められることであると思われる。市について言えば、条例に整理解雇の規定が設けられている。

(委員) 施設廃止に伴い、札幌の市立幼稚園の職員が地方公務員法上の分限免職になった事例がある。

2. その他

(委員) 「その他」について事務局から説明願う。

(事務局) (外郭団体のプロパー職員との意見交換会(事業団)報告)

(委員) なぜこのような提言書になったのかの理由が分かるよう、各委員の意見を踏まえて、前文の中にその点を反映しておく必要がある。

(委員) 提言書(素案)の修正について、各委員の意見をなるべく汲み取る形で文言の追加等を行い、付帯意見は、現時点ではこのまま据え置き、最終段階で判断するという事によろしいか。

(全委員) 異議なし

(事務局) 提言書(素案)を修正し、現在外郭団体所管部に依頼している質問シートの回答と合わせて各委員に送付させていただく。

(委員) それでは、次回第7回検討委員会は、6月28日(木)か29日(金)のいずれかで開催することとし、本日の会議は閉会とさせていただきます。